入 札 説 明 書

次の契約に係る入札については、本件契約に係る入札の公告（以下「入札公告」という。）及び関係法令等に定めるもののほか、本入札説明書の定めによるものとする。

１　入札公告の日

令和８年１１月５日

２　入札に付する事項

（１）件名　市立保育所こども園調理室グリストラップ清掃、汚泥収集運搬及び処分業務

（２）委託番号　２２３

（３）概要　仕様書のとおり

（４）履行期間　入札公告１の（４）のとおり

（５）入札参加形態　入札公告１の（５）のとおり

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告２のとおり

４　担当部局

（１）本件契約に係る入札について

和歌山市七番丁２３番地

和歌山市財政局財政部調達課業務契約班

電話番号　　０７３－４３５－１０３３

ＦＡＸ番号　０７３－４３５－１２５９

（２）本件契約に係る仕様・契約について

和歌山市七番丁２３番地

和歌山市福祉局こども未来部子育て支援課

電話番号　　０７３－４３５－１３２９

ＦＡＸ番号　０７３－４３５－１３４１

５　競争入札参加資格確認申請等

本件契約に係る入札に参加を希望する者は、入札公告および仕様書に定める要件を満たし、確実に履行可能である場合に限り、入札公告２に掲げる入札参加資格を有することの確認（以下「資格確認」という。）を受けるため、次のとおり競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格を確認する資料（以下「確認資料」という。）を提出すること。

なお、入札公告３の（３）に掲げる提出期間に申請書及び確認資料を提出しない者並びに資格確認により入札参加資格を有しないと認めた者は、本件契約に係る入札に参加することができない。

（１）申請書様式等の入手方法

和歌山市ホームページからのダウンロードとする。

和歌山市ホームページ

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/

（２）申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

入札公告３の（３）のとおり

（３）申請書及び確認資料に関する問い合わせ先

上記４の（１）に同じ。

（４）申請書の記載方法

和歌山市契約規則（平成１５年規則第８３号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に

基づく競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている本店（主たる営業所）における商号又は名称等を申請書に記載すること。ただし、代表者から和歌山市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する支店等が資格者名簿に登録されている場合は、当該支店等における商号又は名称等を申請書に記載すること。

（５）確認資料の作成方法

確認資料は、次のとおり作成し、申請書に添付すること。

ア　法人設立・事務所等設置申告書の写し

和歌山市以外に本店（主たる営業所）を有している者に限り、和歌山市長に対し届出を行った「法人設立・事務所等設置申告書」の写しを提出すること。ただし、和歌山市長に対し当該申告書の届出を行っているが当該申告書の届出年度が著しく過年度等であるためにこれを提出することが困難である場合は、和歌山市内の支店等に係る法人市民税納税証明書を提出することにより、これに代えることができる。なお、当該証明書については、直近決算期かつ本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後３か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

イ　入札公告２の（９）に掲げる許可を受けていることを証する書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１４条第１項に規定する産業廃棄物の収集又は運搬（品目に汚泥を含む。）について和歌山県知事又は和歌山市長の許可を受けていることを証する書類として、産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを提出すること。ただし、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において有効なものに限る。

ウ　入札公告２の（１０）に掲げる許可を受けていることを証する書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１４条第１項に規定する産業廃棄物の収集又は運搬（品目に汚泥を含む。）及び第１４条第６項に規定する産業廃棄物の処分（品目に汚泥（無機性汚泥に限る場合を除く。）を含む。）について、本件契約に係る産業廃棄物が搬入される処分施設が存在する区域を管轄する都道府県又は指定都市（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第２７条第１項に規定するもの）の許可を受けていることを証する書類として、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。ただし、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において有効なものに限る。

（６）競争入札参加資格確認通知

資格確認は、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して３日（休日等（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に競争入札参加資格確認通知書により通知する。

（７）入札参加資格を有しない場合の理由の説明

資格確認により入札参加資格を有しないと認めた者は、入札参加資格を有しないと認めた理由について、次のとおり文書により説明を求めることができる。

ア　提出期限

上記５の（６）の競争入札参加資格確認通知を受けた日の翌日から起算して７日（休日等を含む。）後の日の午後５時まで

ただし、提出期限の日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日の同時刻までとする。

イ　提出場所

上記４の（１）に同じ。

ウ　提出方法

持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

（８）入札参加資格の喪失

資格確認により入札参加資格を有すると認めた者が次のいずれかに該当するときは、本件契約に係る入札

参加資格は喪失する。

ア　入札公告２に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ　申請書又は確認資料に虚偽の記載をしたとき。

（9）その他

ア　申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された申請書及び確認資料は、競争入札参加資格の確認以外には提出者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ　申請書及び確認資料の提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

オ　申請書又は確認資料に虚偽の記載をしたときは、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。

カ　申請書の提出があったときは、地方自治法施行令、和歌山市契約規則及び仕様書承諾の上、仕様書規定どおりの履行が可能であることを申請者自ら証明したものとする。

6　仕様書等に関する質問方法等

（1）質問方法

仕様書のとおり

（2）問い合わせ先

上記４の（2）に同じ。

7　入札（現場）説明会

入札公告３の（5）のとおり

8　入札（開札）等

（1）担当部局

上記４の（1）に同じ。

（2）入札（開札）の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札公告３の（6）のとおり

（3）入札書の到着期限

入札公告３の（7）のとおり

（4）入札（開札）における注意事項

ア　入札条件、郵便入札における説明及び注意事項を遵守すること。

イ　郵便入札における説明及び注意事項は、和歌山市ホームページに掲載しているので、確認すること。

（5）金額の記載方法

入札は総額で行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じて得た額を入札書に記載すること。

9　その他

（1）前払い制度

入札公告４の（1）のとおり

（2）部分払い制度

入札公告４の（2）のとおり

（3）議会の議決

入札公告４の（3）のとおり

（4）入札保証金

入札公告４の（4）のとおり

（5）契約保証金

入札公告４の（5）のとおり

（6）最低制限価格の設定

入札公告４の（6）のとおり

（7）契約書作成の要否

入札公告４の（7）のとおり

（8）入札の無効

入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

（9）手続における交渉の有無

無し